

# 国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格審査についてのお知らせ

令和5年7月28日

営業者各位

農林水産省農産局長

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第29条の規定に基づき農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が実施する国内産米穀の政府買入れについては、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第1章I第3の規定により、国内産米穀の買入契約（以下「政府買入契約」という。）に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「売渡申込資格」という。）を定め、3年に1度、定期的に売渡申込資格の審査（定期審査）を行っています。

定期審査を希望される方は、下記事項を御了知の上、所定の申請書に必要書類を添えて申請してください。

なお、今回の定期審査以外においても、資格の申請があった際は、随時審査を行いますので、この場合の手続についても下記事項に準じて申請を行ってください。

## 記

### 1 売渡申込資格の要件

農産局長が実施する政府買入契約に係る売渡申込資格の申請に当たっては、申請者が次の資格要件の全てを満たしていることが必要です。

#### (1) 申請者が法人又は個人の場合

ア 令和4年産国内産米穀の出荷予定数量若しくは販売予定数量又は令和3年産国内産米穀の出荷数量若しくは販売数量のいずれか大きい数量（以下「出荷等数量」という。）が100トン以上である者であること。

イ 申請者（当該者が法人の場合にあつては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が、米穀の流通に関する法令<sup>\*1</sup>の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあつては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。

---

<sup>\*1</sup> 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）及び飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

- ウ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条各号のいずれか及び予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- エ 米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から売渡申込資格の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から2年を経過していること。
- オ 米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から売渡申込資格の停止を受けている期間中の者でないこと。

(2) 申請者が農業者グループ（農業者又は農業従事者で構成される集団をいう。以下同じ。）の場合

- ア 農業者グループの構成員の出荷等数量の合計が100トン以上であること。
- イ 農業者グループの構成員（当該構成員が法人の場合にあつては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。以下同じ。）が、米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあつては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- ウ 農業者グループの構成員が、予決令第70条各号のいずれか及び予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- エ 農業者グループの構成員が、米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から売渡申込資格の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から2年を経過していること。
- オ 米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から売渡申込資格の停止を受けている期間中の者でないこと。

## 2 資格審査の申請

### (1) 申請の受付

政府買入契約に係る売渡申込資格の申請は、持参、郵送又はメールにて、令和5年9月1日（金）から令和5年10月31日（火）までの間、受け付けます。

#### ア 持参の場合

受付時間は、土日祝日を除く10時から17時まで（12時から13時までを除く。）とします。

#### イ 郵送の場合

書留等の配達記録が確実に残る方法により送付するものとします。封書の表面に、朱書きで「売渡資格審査申請書在中」と記載してください。

#### ウ メールの場合

2(3)のメールアドレスに電子ファイルを添付し送信してください。後日、担当者から受信したことを確認するメールが届きます。

なお、令和5年11月1日（水）以降の申請についても、随時受け付けます（審査結果の通知は、審査が終わり次第となりますので、御希望の入札日までに審査結果が通知されない場合があります。）。

### (2) 申請書の入手方法

インターネットにより、農林水産省のホームページ（以下「ホームページ」という。）にアクセスし、申請書を出力することができます。

ホームページURL <http://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/kaiire/sikaku.html>

また、申請書は、2(3)の受付窓口・問合せ先で申請受付期間の土日祝日を除く10時から17時まで（12時から13時までを除く。）に受け取ることもできます。

### (3) 申請書の受付窓口及び問合せ先

申請書及び資格審査の申請に必要な書類の受付窓口及び問合せ先については、以下のとおりです。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産政策部貿易業務課 米穀業務班

電話 03-6744-1354（代表）内線5016

メールアドレス [beikoku@maff.go.jp](mailto:beikoku@maff.go.jp)

## 3 資格審査の申請に必要な書類

資格審査の申請には、次の書類が必要です。

### (1) 申請者が法人又は個人の場合

ア 売渡申込資格審査申請書（法人又は個人用）（様式1-I-1-（1））

イ ○○年産（前年産）及び前々年産の国内産米穀出荷等数量（様式1-I-2）

ウ 営業経歴書（法人の場合は会社概要、個人の場合は事業概要がわかる書類）

エ 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本（法人の場合）

オ 財務諸表（法人の場合は貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書等、個人の場合は青色申告書等）

カ 国税の納税証明書（法人の場合はその3の3、個人の場合はその3の2とする。）

キ 出荷等数量が100トン以上であることを証明する書類（出荷等数量が把握できる台帳又は出荷契約書等の写し）

ク 名称等の公表に関する同意書（様式1-I-3（1））

### (2) 申請者が農業者グループの場合

ア 売渡申込資格審査申請書（農業者グループ用）（様式1-I-1-（2））

イ ○○年産（前年産）及び前々年産の国内産米穀出荷等数量（様式1-I-2）

ウ 売渡申込資格審査申請に係る農業者グループの構成員一覧表（様式1-I-1-（3））

エ 農業者グループ構成員の誓約書（様式1-I-1-（4））

オ 農業者グループ代表者の営業経歴書

カ 農業者グループの事業概要がわかる書類

キ 農業者グループ代表者の青色申告書等

ク 農業者グループの構成員の出荷等数量の合計が100トン以上であることの証明書類（農業者グループの構成員の出荷等数量が把握できる台帳又は出荷契約書等）

の写し)

ケ 農業者グループ代表者の名称等の公表に関する同意書（様式 1－I－3－(2)）

#### 4 資格審査の結果通知

資格審査の結果については、書面により申請者に通知します。

#### 5 資格者の義務

売渡申込資格者として認められた法人、個人又は農業者グループの代表者（以下「有資格者」という。）は、政府買入契約に係る一般競争入札に参加し、落札した場合には政府買入契約を締結するとともに、売渡しに係る義務を負うことになります。

#### 6 有資格者名簿

- (1) 有資格者は、政府買入契約に係る一般競争入札の有資格者名簿にその名称又は氏名、住所及び電話番号が登載されます。
- (2) 有資格者名簿は、ホームページに掲載されるとともに、地方農政局等に備え置かれることによって公表されます。

#### 7 売渡申込資格の有効期間

売渡申込資格の有効期間は、有資格者となった日から令和 8 年 11 月 30 日までとなります。

#### 8 売渡申込資格の停止及び取消し

農産局長は、有資格者が政府が行う米穀の売買等に関する有資格者の法令違反等に係る処分等基準（平成 26 年 5 月 16 日付け 26 生産第 558 号生産局長通知）に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めたときは、当該有資格者の資格の停止又は取消しを行い、この旨を通知するとともに、その事実、理由及び停止又は取消しを行った者の名称をホームページにおいて公表します。

#### 9 秘密の保持について

資格の審査に従事する職員が、この審査において知り得た秘密に関する事項を外部に漏らすことはありません。

#### 10 その他

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更正（再生）手続開始の決定を受けた有資格者は、再度、売渡申込資格の審査の申請を行う必要があります。